

## 検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第2回における主な論点

### 1. 地方・中小企業支援の強化

#### （1）知財計画 2016 に掲載の主要項目及び主な関連施策

- 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動；
  - ・ 知財総合支援窓口における弁理士・弁護士等の専門家の活用の拡充、他の中小企業支援機関との連携の強化（経済産業省）
- 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化；
  - ・ 包括的な特許情報分析や知財競争力分析等に基づいた知財経営支援（経済産業省）
  - ・ 知財ビジネス評価書作成支援、知財融資促進のためのマニュアルの作成、知財金融シンポジウムの開催等（経済産業省、金融庁）
- 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援；
  - ・ 今後の料金改定について、今般の料金改定の効果・特許特別会計の収支への影響を見極めた上で検討。手続の簡素化について、法制面、情報システム面の課題を整理した上で、可能な限り早期に実施予定。（経済産業省）
- 海外展開の強化；
  - ・ 中小企業の外国出願費用の助成、海外での模倣品対策、海外での訴訟費用の助成、海外における事業化支援等、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援を実施（経済産業省）

#### （2）第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

##### 《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 手数料の減免／手続きの簡素化をさらに進めるべき。
- ・ 外国出願のさらなる支援（必要に応じて機械翻訳の活用）が必要。
- ・ 地域経済の雇用創出につながるような大きな戦略を描くことが必要。
- ・ 知財活用途上型中小企業についてさらなる支援が必要。
- ・ 中小企業を支援する人材に経験の場を提供することも検討すべき。
- ・ 中小企業の一番近いところにいるのは金融機関であり、金融機関が中小企業をサポートできる体制の整備が必要。

##### 《本会合での主な論点》

- ・ 地域経済を支えている地方中小企業（特に知財活用途上型中小企業）を支援していくうえで、さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 中小企業を支援する人材、機関をサポートするためにさらに取り組むべきことは何か。
- ・ 個々の中小企業の取組に加え、地域に波及効果の高い地域産業を創出する観点から、金融機関や支援機関など関係者による「地域ぐるみ」の取組を促すうえで、さらに取り組むべきことは何か。

## **2. 農林水産分野における知財戦略の推進**

### **(1) 知財計画 2016 に掲載の主要項目及び主な関連施策**

#### **○ 農林水産分野における知財戦略；**

- ・ 地理的表示（G I）保護制度（平成 27 年 6 月施行）の普及啓発、活用支援、ビジネス化支援、海外での侵害対策等からなる総合的な支援を実施。（農林水産省）
- ・ 地方農政局等と経済産業局特許室及び知財総合支援窓口との連携を強化。（農林水産省、経済産業省）
- ・ 植物品種についての海外品種登録経費の支援を行うとともに、相談体制を構築。（農林水産省）

#### **○ 産学・産産連携の機能強化（農林水産分野）；**

- ・ 農林水産・食品分野と他分野との連携により、革新的な研究開発を行い、商品化・事業化につなげる新たな産学連携研究の仕組みである「知の集積と活用の場」を活用して産学連携研究を推進。（農林水産省）
- ・ 革新的な技術開発に対して、マッチングファンド方式による研究開発支援を実施。（農林水産省）
- ・ A I や I o T の活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、家畜疾病の早期発見や収穫ロボットの高度化など、新しい技術体系を創造するための研究開発を推進。（農林水産省）

#### **○ 戦略的な標準化（農林水産分野）；**

- ・ 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等推進のため、検討会・説明会等の支援、国際機関等との連携、海外への情報発信等の支援を実施。（農林水産省）

### **(2) 第 1 回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点**

#### **《第 1 回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》**

- ・ 農業＝産業＝経営という観点から、省庁横断的な施策を進めてはどうか。
- ・ 農業を学ぶ若い人たちが幅広い視野を持てるような支援が必要。例えば、東京で学んだ若者が地元に戻って農業ベンチャーを立ち上げる等の道筋を示すなど。
- ・ 一次産品として権利を取るのか、加工品で権利を取るのかといった戦略についてアドバイスできる人材が必要。

#### **《本会合での主な論点》**

- ・ 地理的表示、植物品種についての支援策や、相談窓口の設置等、現在行われている農林水産分野における支援策を踏まえ、さらに取り組むべきことはあるか。
- ・ 農業も産業であり、経営の視点、知財の視点が必要であるとの観点から、取り組むべきことは何か。
- ・ 日本の農業が国際競争の中で打ち勝つべく、知的財産を活用した攻めの農政を推進するうえで、国内外における知財保護、スマート農業の推進、標準化の推進等に加えてさらに取り組むべきことは何か。

### **3. 産学・産産連携の機能強化**

#### **(1) 知財計画 2016 に掲載の主要項目及び主な関連施策**

##### **○ 産学・産産連携の機能強化；**

- ・ 競合関係にある複数企業等であっても研究成果の共有・公開が可能な基礎研究領域（非競争領域）において、民間資金とのマッチングファンドにより産学共同研究、人材育成等を実施。（文部科学省）
- ・ 急成長する大学発ベンチャーを3年間で創出すべく、経営人材と研究者のチームによる研究開発と事業育成が一体となった支援を引き続き実施。（文部科学省）
- ・ 「マッチングプランナー」22名を全国に配置し、地域企業のニーズと当該ニーズ解決のために最適な大学等の技術シーズのマッチングを図り、事業化に向けた初期段階までの支援を実施。（文部科学省）
- ・ 派遣先地域のニーズの掘り起こし・シーズ掘り起こしを行いつつ、地域の金融機関及び専門家等とのネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する「事業プロデューサー」を3地域に順次派遣。（経済産業省）
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が大学等に対して行う外国特許出願支援において、申請書に「技術移転活動計画」等の記載を求め、社会実装に向かっている案件について重点的に支援を実施。（文部科学省）

#### **(2) 第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点**

##### **《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》**

- ・ 産学連携が活発な大学とそうでない大学とで格差が広がっている。
- ・ 米国に比べ、大学からベンチャー企業へのライセンスが極めて少ない。
- ・ できあがった特許を売り込んで事業化しようとするのではなく、特許を作る段階から企業のニーズを意識して企業が使いやすい特許を取ることが必要。
- ・ マッチングは、地域の金融機関の活用がキーになるのではないか。
- ・ 出願からランニングロイヤリティが得られるまでには平均6～10年程度かかっており、特許維持費用の負担が大きい。出願費用だけでなく、維持費用についての支援も検討してはどうか。

##### **《本会合での主な論点》**

- ・ 産学の人材・技術を引き出し、イノベーションを促進するという観点から、産学／産産連携を推進していくうえでさらに取り組むべきことは何か。
- ・ 大学の知財を活用してベンチャー企業を生み出し、育てていくために、取り組むべきことは何か。
- ・ マッチングプランナー、事業プロデューサー、また、それ以外の橋渡し／事業化支援人材間の連携はどうあるべきか。

以上